

所掌事項

次の事項について市長の諮問に応ずるとともに、市長に意見を述べる事が出来る。

- 1 男女共同参画基本計画の策定及び推進に関する事。
- 2 男女共同参画に係る調査研究に関する事。
- 3 その他男女共同参画に関し市長が必要と認める事項に関する事。

設置根拠

宮古市男女共生推進委員会条例

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

15人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R5. 8. 1

現任委員任期満了日

R7. 7. 31

担当課

市民生活部 市民協働課 男女参画・協働推進係

TEL : 0193-62-2111 内線 1813

FAX : 0193-63-9110

E-mail : sekatsu@city.miyako.iwate.jp

備考